

高知県漁船導入支援事業費補助金実施要領

第1 趣旨

この要領は、漁船導入支援事業の実施に関し、高知県漁船導入支援事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）で定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第2 新規漁場における養殖実施計画について

1 計画書の作成

補助事業者は、新規漁場において養殖を開始している又は開始しようとする者に対し、別記第1号様式により計画書を作成させ、知事に提出するものとする。

2 計画の達成状況の報告

- (1) 補助事業者は、1で作成した計画の達成状況について、別記第2号様式により、交付要綱別表第3の備考に該当する年から5年間、知事に報告しなければならない。なお、報告対象期間等については、交付要綱別表第3を準用する。
- (2) 計画は、計画書に記載されたものと同等の規模の小割が導入され、計画書に沿ったマーケット・イン型養殖業の実現に向けた取り組みが行われた場合に、達成したものとする（（マーケット・イン型養殖業の定義は、交付要綱別表第1（第3条関係）※3（ウ）aのとおり））。
- (3) 計画の達成が見込まれない場合は、改善計画を作成し、その達成に向けて取り組むものとする。なお、改善計画の報告及び達成については、第1号及び第2号を準用する。
- (4) 知事は、必要があると認めるときは、計画又は改善計画の達成状況についての証拠書類を徴することができる。

第3 補助金の交付の条件について

新規漁場において養殖を開始している又は開始しようとする者は、計画又は改善計画を達成しなければならない。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月18日から施行する。

別記
第 1 号様式

新規漁場における養殖実施計画

借 受 者			
現 状			
事業内容	漁場の位置		小割の規模
	(免許番号：区第 号)		直径（1 辺）の長さ： メートル
			小 割 の 深 さ： メートル
			小 割 の 台 数： 台
	養殖魚種	活け入れ尾数の見込み	1 年間の生産額の見込み
		千尾／台／年	億円
	マーケット・イン型養殖業の実現に向けた取組の内容		

注 1 現状には、新規漁場における養殖開始に至った経緯及び現在の事業の状況について記載すること。

注 2 事業内容については、新規漁場における養殖の事業内容を記載すること。

第2号様式

達成状況報告書

借 受 者		
報 告 の 対象期間	年 月 ～ 年 月	
事業概要	漁場に設置している小割の規模	養殖した魚種及び尾数
	直径（1辺）の長さ： メートル 小 割 の 深 さ： メートル 小 割 の 台 数： 台	【魚種名： 】 0 歳 魚： 千尾 1 歳 魚： 千尾 2 歳 魚： 千尾 3 歳 魚： 千尾
	販売数量及び金額	
	国内向け： kg（又は尾）、 千円 国外向け： kg（又は尾）、 千円（輸出国： ）	
	マーケット・イン型養殖業の実現に向けて取り組んだ内容	

注1 事業概要については、新規漁場における養殖の事業内容を記載すること。